

# 乳腺画像・インターベンション研究会 会 則

## 【総 則】

第1条 本会は乳腺画像・インターベンション研究会と称する。

第2条 本会は事務局を社会医療法人博愛会 SWHG 東京（〒152-0031 東京都目黒区中根2-1-15 サウスサイド都立大 202）におく。

## 【目 的】

第3条 本会はインターベンションを含む乳腺の画像診断に関する知識と技術の普及を推進することによって本会会員の資質の向上を図り、もって広く女性の健康の維持発展に寄与することを目的とする。

## 【事 業】

第4条 本会は次の事業を行う。

1. 研究会を年1回行う。
2. その他、本会の目的を達成するための必要な事業を行う。
3. 本会は、3年ごとに存続を含む方針の見直しを行う。

## 【会 員】

第5条 本会の会員は次のとおりとする。

1. 会 員：本会の会員は、本会の目的に賛同するものとする。
2. 賛助会員：本会の目的に賛同し、その事業を援助する法人および団体。

## 【入会および会費】

第6条 本会に入会を希望する者は、事務局に届け出ることとし、幹事会にて承認を受けることとする。

第7条 本会の会費は、幹事会の議決をもって別に定める。

## 【役員および職務】

第8条 本会は役員として代表幹事1名、幹事若干名、監事1ないし2名を置く。  
代表幹事、監事は幹事の互選とする。役員任期は3年とし、再任、重任を妨げない。

第9条 役員任期は65歳とし、本会に多大な貢献を残した者は、顧問または名誉会員に推挙することとする。また、顧問および名誉会員は議決権を有さない。

- 第 10 条 1. 代表幹事は本会を代表してその会務を総理し、幹事会の議長となる。  
2. 監事は、本会の財務の状況および幹事の業務施行の状況を監査する。

#### 【研究会、幹事会】

- 第 11 条 研究会例会の会長、開催地、期日は幹事会で定める。
- 第 12 条 研究会は、関連企業または団体との共催にて運営する。運営の役割分担・費用分担は別紙にて定めるとおりとする。
- 第 13 条 幹事会は、原則として研究会開催時に開催する。ただし、代表幹事は必要に応じて臨時にこれを召集することが出来る。
- 第 14 条 会則の変更および改定は、幹事会において出席者の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。
- 第 15 条 すべての会議の議事録は事務局が作成し、次回幹事会にて報告し、承認を得る。

#### 【会 計】

- 第 16 条 本会の運営経費は研究会参加費および共催者の支出をもって充当する。
- 第 17 条 本研究会運営にあたっては会計責任を事務局が負うこととし、会計年度は毎年 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日に終わることとする。
- 第 18 条 本研究会の事務局は、研究会収支報告書を次回幹事会に報告し、承認を受けなければならない。

#### [細 則]

2015 年 4 月 17 日施行  
2015 年 9 月 1 日変更  
2016 年 4 月 1 日変更  
2018 年 4 月 14 日変更  
2021 年 4 月 28 日変更